

「谷間世代」の不平等の是正措置を求める会長声明

1 2017年（平成29年）4月19日、司法修習生に対して修習給付金を支給する改正裁判所法（以下、本法という。）が成立し、これにより2017年（平成29年）の司法修習生から基本給付金として月額13万5000円、さらに必要に応じて住居給付金（上限3万5000円）及び移転給付金が支給されることになった。

本来、司法制度は、社会に法の支配を行き渡らせ市民の権利を実現する社会的インフラであり、これを担う法曹となる司法修習生は、公費をもって養成されるべきである。このような理念のもとに、我が国では、終戦直後から司法修習生に対し、給与が支払われてきた（給費制）。

しかし、この給費制は、2011年（平成23年）に廃止され、司法修習のために必要な資金を貸与する制度に変更された（以下、貸与金という。）。これ以後の司法修習生は、大学・法科大学院での奨学金債務に加えて、貸与金として数百万円の債務を負担せざるを得ない状況になるなど、重い経済的負担を強いられていた。

2 本法は、これらの問題の解消に資するものであったが、2011年（平成23年）から2016年（平成28年）の間に司法修習生となった人ら（いわゆる「谷間世代」）に対し何らの措置もなされておらず、谷間世代とその他の世代では、司法修習の意義・実態は何も異ならないにもかかわらず、谷間世代のみが重い経済的負担を強いられることになり著しい不平等を生じさせている。この谷間世代は約1万1000人に達し、法曹の全世代の約4分の1を占めており、看過することのできない問題である。また、2017年（平成29年）10月11日に開催された「新65期から第69期までの会員の声を聴く会」において、谷間世代の弁護士からは「貸与金と奨学金を合わせると1000万円を超える。この返還を考えると、無報酬の社会的・公益的活動に積極的に参加することに躊躇を覚える」等の声上がるなど、法曹が果たすべき基本的人権の擁護や社会正義の実現という使命にも影響を与えかねない状況である。

2011年（平成23年）に司法修習生となり貸与金の支給を受けた人らは、早くも本年7月からその償還を迫られ、経済的負担が顕在化することになる。これらの問題を放置することは、世代間の平等を損なうのみではなく、法曹が果たすべき使命に対する意識まで変容させる危険を孕んでいる。

3 以上のことから、当会は、国会・法務省・最高裁判所に対して、いわゆる谷間世代となった法曹に対し、一律給付などの方法により現在の不平等を是正する措置を講じるとと

もに、同是正措置が実施されるまでの間、本年7月から開始される貸与金の償還を一律猶予するよう求める。

以上

2018年（平成30年）3月13日

長野県弁護士会 会長 三浦守孝